

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和4年 1月31日

協議会名: 山形市公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
山寺観光タクシー株式会社	<p>コミュニティバス高瀬線(1便)(左回り) コミュニティバス高瀬線(3便、4便)(右回り)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用促進に向けた広報活動 ・当該路線のマップ・時刻表のチラシの作成 ・利用促進のため、沿線の住民への周知及び沿線施設(商店、病院)等に対するPR協力依頼 ・コミュニティバス高瀬線と他路線との乗り換え拠点となる山形駅前バスターミナルの整備 	<p>【前回の評価結果】 利用者の通院・買物ニーズと合った経路等の見直しなどについて地区と意見交換を行う。 また、自由乗降区間の延長等の運行内容の見直しによる利便性の向上を図り、利用者や運送収入の増加を目指す。 車内の定期的な換気・消毒や、空気清浄機によるウイルス除去等を行い、利用者に安心して利用してもらう環境を整えるとともに、これらの取組みを市HP、地区のコミュニティセンターだよりなどに掲載して地区住民に周知する。 また、運送収入に係る目標設定については、R1.10月に実施した車両の小型化による乗車定員の減少等を踏まえより適切な目標設定を行う。</p> <p>【評価結果の反映状況】 地区との意見交換、アンケート調査、実証実験を行い、令和4年度から自由乗降区間の延長やバス停の新設等の運行内容変更を行うことになった。 感染症対策についてHPに掲載するなど、利用者に安心して利用してもらう環境を整えた。 設定目標は新型コロナウイルス感染症の影響の見通しが難しいため、現在の指標を引き続き用いることとし、次期計画に向け、適切な目標設定を行うこととする。</p>	A 事業が計画に位置付けられたとおり、適切に実施された。	C 実績運送収入:614,320円(R2.10~R3.9) 目標運送収入1,402,000円(達成率:43.8%) 事業実施により運送収入の安定による路線の確保・維持を目指したが新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出自粛などの影響から利用者数が減少したことにより運賃収入が減少したことから、目標を達成できなかった。 利用者数 R1.10月~R2.9月:4,256人 R2.10月~R3.9月:3,522人(17%減)	<p>利用者増による運送収入の増加に向けて、利用者の通院・買物ニーズと合った経路等の見直しなどについて地区と意見交換を行うほか、利便性向上や感染症予防対策のために、運賃のキャッシュレス化の導入について検討する。</p> <p>また、目標設定については、指標を利用者数、収支率、市負担額に変更するとともに、現在の利用状況を踏まえた適切な目標値の設定を行う。</p>

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和4年 1月31日

協議会名:	山形市公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>山形市の市街地には、人口密度が高いにも関わらず、公共交通のサービス水準が低い交通不便地域がある。具体的には、地域内で通勤、通学、通院、買い物等に利用できる公共交通機関はあるものの、高齢者等が気軽に徒歩で向かえる距離に停留所がないなど生活交通の確保が課題となっていた。</p> <p>山村振興法に基づき振興山村に指定されている山形市北東部の高瀬地区(旧高瀬村)では、路線バスの廃止に伴い、公共交通のサービス水準が低い交通不便地域の生活交通を確保するため、平成15年からコミュニティバス高瀬線を運行している。主な利用目的は、地域内での通学、通院等や、高瀬地区から中心市街地への通院、買い物等であるが、運行便数が1日5便で、その内訳は、地域内を運行する朝の通学便が1便、高瀬地区から中心市街地までを運行する上り便が午前2便、中心市街地から高瀬地区までを運行する下り便が午後2便となっており、朝の通学便以外については基本的に午前目的地に行き、午後帰ってくるという利用に限定されていた。また、高齢者等にとって小型バスの乗降時の段差の負担が大きいなど、利便性の面で課題があった。</p> <p>そこで、令和元年10月から運行内容を見直し、これまで回送のみで乗降できなかった午前、午後それぞれの復路も乗降できるような循環型に経路を変更すること、高瀬地区内の経路見直しにより市中心部への所要時間を短縮すること、車両をジャンボタクシーに変更して乗り降りの負担を軽減するなどして、利便性の改善を図る。また、高瀬地区と中心市街地の補助対象地域間幹線系統とをそれぞれ結ぶ地域内フィーダー路線としてコミュニティバス高瀬線を引き続き運行することにより、運行区域内の住民の生活交通を確保するとともに、中心市街地及び幹線系統の運行する周辺市町とのアクセスの活性化を図る。</p>